

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第5回） 議事要旨

1. 日時

令和4年2月16日（水）10時00分～11時55分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、森川構成員、山本龍彦構成員、山本隆司構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、鈴木総括審議官、吉田情報流通行政局長、藤野大臣官房審議官、三田同局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田同局情報通信作品振興課長、鎌田同局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、中村同局放送政策課企画官、武馬同局放送技術課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、中谷同局地域放送推進室企画官、村田同局放送コンテンツ海外流通推進室長

（4）ヒアリング

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会 八谷委員長、高野副委員長

4. 議事要旨

（1）ヒアリング

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会 八谷委員長より、資料5-1に基づき、説明が行われた。

事務局より、資料5-2に基づき、マルチスクリーン型放送研究会放送局有志の意見が代読された。

（2）質疑応答

各構成員から以下のとおり発言があった。

【林構成員】

新聞協会様の資料の6ページの部分なんですけれども、この部分の2つ目のところで、同時配信の本来業務化についてなんですけれども、三位一体改革が十分に進んでいない現状では議論する段階にはないと考えますというところについて、ちょっと違和感を正直感じました。といいますのも、情報空間が放送以外にも広がって、まさに社会的な情報の共有ということが非常に重要になってきている中において、NHKを含む放送事業者がネットにおいても一定の役割を果たすということは今後重要になってくるだろうというように思う中で、もちろんNHKの三位一体改革が重要であるということは、これおっしゃるとおりだと思うんですけれども、その議論と、このネット活用業務の本来業務化の議論というのは、同時並行的にやっぱり進めていく必要があるんじゃないかなというように思います。三位一体改革の議論が進まないとネット活用業務の本来義務化の議論ができないということであれば、議論が進まなくなってしまうので、そこはちょっと違和感を持ちました。

もちろん、さっきも言いましたように、三位一体改革の議論は重要だと思うんですけれども、ただNHKも、昨年の中期経営計画で、それなりの方向性を示しているようにも感じましたので、NHKの三位一体改革が十分に進んでいない現状というふうに書かれているんですけれども、どこがどう進んでいないのかということ、もう少し具体的に問題意識を共有していただくと理解が進むのかなというふうに思います。

【日本新聞協会 八谷委員長】

林先生、どうも御質問ありがとうございます。その部分につきましては、やはり三位一体改革という部分で、受信料であったりとか、受信料に基づいて、その特殊な負担金に基づいて、NHKさんという組織が運営されている、そういう部分について、じゃあ受信料に基づいてネット業務にどこまで出ていくのかとかそういった問題、それからガバナンスの問題等々、やはりこういったものを一体で進めるべきだというのが我々の考え方でございまして、ネット業務を進める上には、まず三位一体改革をやらなければ駄目だということでは必ずしもなくて、やはり全部併せて進めていっていただきたいというのが新聞協会の考え方でございます。

ですから、先ほど申しましたように、受信料という枠組みで成り立っているNHKさんがやっていくという上では、やはり法的、組織的、制度的に、いろいろと整えていかなければいけないのではないかと。

我々からすると、やはり現状では、インターネット業務拡大、もちろん社会が求めるインターネット上における情報というものを提供していくということを我々報道機関はやっていか

なければならないというところはもちろん全くそのとおりでありますし、ただ、それを行う上で、NHKさんという組織は、そういう受信料の問題とか、そういうところをきっちりと整理をして、やはり同時並行的に整理をして進めていくべきではないかというのが新聞協会の立場であるということを申し述べさせていただきます。

【林構成員】

同時並行的に進めるべきということが趣旨が分かりましたので、理解できました。ありがとうございました。

【大谷構成員】

ありがとうございます。林構成員とちょっと重なるところもございますけれども、2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、新聞協会様の資料では、ネット上の言論空間のゆがみに対処する必要性とか、その危機感を共有いただいていると思いますけれども、デジタル空間への放送番組の同時配信というのは、今、林構成員からも御意見がありましたように、有効な解の一つと思われるところですが、その部分にブレーキを踏みながら、ほかにどのような方策を具体的に考えていらっしゃるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

それからもう一点。ちょっと資料にはなかったのですが、今後のデジタル時代の放送制度の論点に関して、現在マス排についての規制緩和についての議論が開始されているところですが、地方の新聞社が地域の報道機関としてローカル局に出資されたり、あるいは役員に就任されたりと、ローカル局のマネジメントに深く関与されている社が多いのではないかと思います。現在出ているマス排緩和の御要望などについて、ローカル局を支えている新聞社としてのコメントがあれば伺いたいと思います。もちろん新聞協会様の中にはキー局を支える報道機関もいらっしゃるということで、地方新聞社としての観点だけでは答えにくいところがあるかもしれませんが、できるだけローカル局の御意見や地方の意見を取り入れて検討してまいりたいと思いますので、伺いたいと思います。

【日本新聞協会 八谷委員長】

大谷先生、どうも御質問ありがとうございます。1点目につきまして、ブレーキという言葉頂戴いたしましたけれども、先ほどの林先生の御質問にも回答させていただきましたが、放送コンテンツをネットで展開することの有用性、国民社会に対する有用性という面につい

では異論がないというのが我々どもの考え方ではございます。

ただ、今回の意見表明でも先ほども言及させていただきましたが、民放事業者さんなどについては、経済性とかいろいろ考えて展開していただくことがよろしいのではないかということをお申し述べさせていただき一方で、やはりNHKさんについては、先ほども申し上げましたように、法的、制度的な立てつけがある中で、そういう全体を整理しないまま、そのネット業務を、何というんでしょうか、やみくもにというか、情報があるからやってしまおうというの、少しやはりいかがなものかというのが我々の立場でございます。

それから2点目のマス排等のところにつきましては、御指摘いただきましたけれども、それぞれ個別社のいろいろ立場もでございますので、そういった個別社の意見を酌み上げていただいて、経営の選択肢の拡大につながる制度改革が望ましいというふうに考えております。

ですから、今回、我々新聞協会メディア開発委員会としては、現段階で特段、総意としての申し上げるべきものはないというのが現在のところでございます。よろしいでしょうか。

【大谷構成員】

NHKの理解増進情報についてのコメントがあったと思いますけれども、現在インターネット活用業務の実施基準の中にも明示されている形で運用が進んでいると思いますが、具体的にどのような点が問題と考えていらっしゃるのか。例えばコロナ関係のサイト、あるいは復興支援のサイトなどで、かなり有用な情報の提供が受けられており、特定の放送番組との関連づけもなされていると理解しています。時間があれば教えていただきたいと思っております。

【日本新聞協会 八谷委員長】

我々としては、そのインターネット実施基準では理解増進情報として特定の放送番組に関連づけられた補助的な情報の範囲というように定められていると認識しております。そこでは6つの要件が示されていますけれども、そういったものを今現在NHKさんが発信されている、例えばNHKニュース・防災アプリ等は、これは本当にその理解増進情報、インターネット実施基準にある理解増進情報として適正なものなのかどうかについては、我々は少し疑問を抱いているところでございます。

【大谷構成員】

少し見解の相違はあると思っておりますけれども、見解はよく分かりました。ありがとうございます。

【長田構成員】

まず新聞協会さんに、先ほどからのやり取りのところと少し重なりますけれども、1つは、ネットの世界に放送事業者が出ていくというところの評価はしていただいているけれども、インターネットのゆがみを直す役割というのはデジタルプラットフォームのほうにあるのではないかという御発言が先ほどあったと思うのですが、なかなか今、日本でも苦戦をしているところだと思いますけれども、具体的にどういうふうに新聞という武器を使ってやっていこうとしていらっしゃるのかということをも1つ教えていただきたいと思っています。

それから、今の御発言の中にも、NHKの様々な仕組みの中で、要望があったとしても、それは出ていくのはおかしいという御発言だったと思いますけれども、時代がこうやって動いていく中で、仕組みもまた変えていくべきという考え方もあるのではないかと、これは私の意見ですけれども、申し上げておきたいと思います。

それからもう一つ、マルチスクリーン型放送研究会さんの御意見、大変ごもった御意見だと思っています。私もずっと全国組織の婦人団体の事務局やっております、それぞれの地域が放送局、その場合、地方の新聞社も同じようなことになりますけれども、非常に頼りにして、密接な関係を持ちながら、その地域をよくしていくということに力を合わせていらっしゃるという、そういう活動は、確かに、この目でも見てまいりましたので、そのとおりだなと思いました。

御要望の中に、各局の地方局の意見をきちんと当事者の意見を反映し、ということなんですけれども、この場にきちんと出てきていただいて、そうやって御発言をいただくところを、ぜひ御紹介をいただけたらいいんじゃないか。恐らく、総務省もとても苦戦しておられると思いますので、こういう御意見のある放送局を御紹介いただけるといいのではないかなというように思いました。

【日本新聞協会 八谷委員長】

ネットにおいて良質な情報を提供していくことは、広く報道機関全体の課題であると我々も考えております。新聞・通信社としても、これまでデジタル展開というものに様々な形で取り組んでまいりまして、いろいろやってはおるんですけれども、事業も拡大しているんですが、収益化という課題に直面するという問題が非常に大きくなっております。そういった中で、採算性を考慮せずにネット展開できるNHKさんの影響というのは非常に大きいと考えております。

先ほどNHKさんがネット業務を拡大することをおかしいという点への御指摘をいただきましたけれども、もし私の言葉足らずであったらおわびいたしますが、おかしいというよりも、やはりそれをやっていく上ではしっかりと、先ほど来申し上げております三位一体改革というものの中でセットとして進めていっていただきたい、進めるべきではないかと。それで、それに対して国民や視聴者の理解を、きっちり説明をして理解を得ていくことが重要ではないかというのが我々の立場であるということをごちよと強調させていただければというふうに思っております。

あとプラットフォームに関しては、新聞協会としてもいろいろ検討しております、今ここで御紹介できるようなところには至っていないんですけれども、いかにネット空間に良質な情報を展開するかということについては、いろいろと研究を進めさせていただいております。もちろん世界的にも公正な競争基盤が確保されていないのではないかとかいう懸念が高まっておりますので、新聞業界としても引き続き、そういった取組は積極的に進めていきたいというふうに考えております。

【長田構成員】

ありがとうございました。私の言葉にちょっと問題があったら申し訳なかったんですけれども、課題は分かりました。

【瀧構成員】

本日、マルチスクリーン型放送研究会の有志の皆様、御意見をいただきましてありがとうございました。非常に丁寧な御意見をいただいたこと、大変よいことだったと思っております。

自社制作比率の議論を前回強調させていただいた者としてのお伝えになります。私自身も、この比率だけ見るべきというのではなくて、この比率が割と象徴的な価値を持つ数字であるなと思っております。

こうやって守るべき価値がどんどん開示されていくこと自体が議論形成上すごく重要だなと思っておりますし、その先で守るべき次の数字は何なのか、この数字はどういうふうに経年変化していくので、何を守るべきかの議論が非常に建設的に進むものだと思っております。そういう議論を通じて、ローカル局様のユニークな価値というのを特定していき、それを残すための選択肢を多様化することが、本検討会の非常に重要な機能だと思っております。このような情報をいただいたことに感謝申し上げます。

(3) 認定放送持株会社の出資状況

事務局より、資料5-3に基づき、説明が行われた。

(4) 地上民放テレビ事業者の自社制作番組の状況

事務局より、資料5-4に基づき、説明が行われた。

(5) 論点整理の方向性

事務局より、資料5-5及び資料5-6に基づき、説明が行われた。

(6) 意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【大谷構成員】

非常に難しい制度というか、マスメディア集中排除原則の全体像を拝見しますと、かなり複雑なものになっていて、放送事業者の方は中身をよく御理解の上、例外的な制度を利用されていると思いますけれども、もう少し分かりやすくしていくことにも、可能であれば取り組むべきと思います。

ただ、ここまで複雑なものになったというのは、それぞれのやはり放送局のニーズがあったということが背景にあると思いますので、ニーズと乖離した制度というのもよくないと思っております。そのためにも、ニーズをやはり積極的に聴取する機会を今後ともつくる必要があるかと思っている次第です。

今、御説明を聞いた感想めいたことなんですけれども、経営の選択肢を増やして、キー局の出資比率を高めることで、ローカル局に体力が付き、そしてマル研様からも御説明がありましたように、放送番組の制作のみならず取材や地域密着イベントを企画するなど地域の情報を、その地域だけではなく全国に届けることもできるとすれば、それは情報空間の多様性の実現にも寄与していくものではないかと思っておりますので、今の認定放送持株会社の12都道府県制限というのは、具体的なニーズもあるということで緩和することは本当に必要だと思えました。

ただ、そのときに注意しなければいけないのは、ローカル局が、その地域の情報空間の形成あるいは全国とのつながりを確保するために必要な役割を担い続けることができるようにするということがかなと思っております。単なる出先機関にしないための工夫というのをどうすべきかということかと思っております。

自主制作番組の比率というのが一つの指標ではありますが、マル研様からのお話にもありましたように、取材、それから番組編集の能力をキープするということも、重要な指標の一つになってくるかと思います。

そうしますと、単純にその規制緩和をして、全国どこでも出資ができるということではなく、出資ができるように緩和したとしても、地元の視聴者の声を聞く機会をつくるとか、あるいは、ちょっと実効性はよく分からないですけれども、業務執行を行わない社外役員を地元から選ぶことを義務づけるとか、そういう補完的な政策も併せて検討していく必要があるのではないかと思いました。

また、資料5-6の12ページの放送対象地域の見直しについてコメントさせていただければと思います。私も放送対象地域を1つにするということは慎重にすべきではないかと思っておりますし、①、②の選択ということでは、②を中心に検討すべきだと思っておりますし、現在まだ使われていない経営基盤強化計画認定制度、こちらについては使い勝手が悪いというものなのであれば、その制度のハードルを下げるとしても選択肢の一つになってくるのではないかと考えております。

その上で、この資料の下の部分に書いている地域情報の発信を確保するための、地域性の確保についてですけれども、放送事業者の自己宣言型、つまり放送局によって多様性がありますので、一定の型にはめるということではなく、ある程度その地域貢献の在り方を自己宣言型で、しかも事後検証が可能な形で公表していただくということを前提にできないかなと思っております。

ただ、単に事後検証が可能なだけでは、PDCAを回していくにしても難しさが伴ってくると思います。私自身は関東と関西、今、行き来するような生活をしておりますけれども、その違う異なる地域でテレビ番組を見ていますと、やはり情報の多様性というのは実感しながら暮らしております。一旦、同一の番組しか見ないという生活になじんでしまうと、世の中にそれだけ多様な情報があって、異なる方言で話している人がいてというようなことが実感できなくなってくるということもあり得ると思いますので、地域性の確保について自己宣言する際の水準といったものについても、事後検証だけではなく、事前チェックもするような一定の基準を定めるべきではないかと考えております。

特に地域性の確保で、その地域のSNSやYouTubeなどをそのまま流すようなものは地域性の確保につながっていないということを理解した取組が必要ではないかと思っております。

【伊東座長代理】

資料５－６の２ページと３ページについての意見でございます。

まず２ページの地上基幹放送関係ですが、前回のフジテレビとテレビ朝日の御要望というのは、系列放送局間の連携あるいは関係性の強化を目指した方策であると理解いたしました。このような異なる放送対象地域間の連携強化だけではなく、同一の放送対象地域内においても、例えば中継局設備等の共同設置や共同利用など、同一地域ならではのハードウェアを核とした協力、協業も考えられるのではないかと思います。すなわち、系列を超えて資本関係を強化することでインフラ整備などの効率化を図るという戦略も選択肢として加えることが可能だと思われ、そのためには同一放送対象地域についても、マス排の一定程度の緩和を実施してもよいのではないかと思います。

この点については、放送事業者さんからの具体的な御要望はありませんが、系列放送局のみならず、それと直交する方向と考えられる同一放送対象地域内での緩和も実施することで、より充実した経営の選択肢が用意できるものと存じます。

次に、同じ資料の３ページに記載されております衛星基幹放送関係のマス排についてであります。

前回、フジテレビさんから認定放送持株会社傘下のＢＳ放送事業者が使用できるトラポン数の上限の緩和について要望が提出されました。我が国にＢＳ放送用の周波数が追加割当てされたときや、あるいは４Ｋ８Ｋ放送の開始に合わせて新たに左旋の帯域が開放されたときとは異なり、現時点においてはＢＳ放送で使用できるトラポンの総数は増加しないことから、その上限を緩和するための正当な理由を見いだすことは簡単ではないと考えられます。

その一方で、高能率な画像の圧縮方式を採用すれば、１トラポンで現状の２倍以上の数の番組を伝送できるようになります。例えば２Ｋ放送にも、４Ｋ放送で現在利用されておりますＨＥＶＣを適用すれば、１トラポン当たり８～１０程度の、それもフルスペックのＨＤＴＶ番組を放送することが可能となります。

このようにＢＳ放送で使用できるトラポンの総数が変化しない現状にあっても、放送できる番組数が大幅に増加することから、新規参入の余地も生まれ、ひいては放送の多様性・多元性の進展に資するものと期待されます。

こうした点を勘案いたしますと、認定放送持株会社がＢＳ放送事業の運営、経営に関して、その選択肢や柔軟性を確保するという観点から、例えば、当該持株会社がＢＳ放送をもう１チャンネル追加的に保有することで、一時的に０.５トラポンというトラポン数の上限を超えるような状況が発生しても、傘下のＢＳ放送事業者がＨＥＶＣなどの高能率な圧縮方式を新たに導入して周波数の有効利用を図り、一定期間経過後にはトラポン数の上限内に収めること

が確認できるのであれば、一時的な上限の超過については、特例として容認してもよいのではないかと考えられるわけでございます。

なお、ここでちょっと注意が必要なのは、画像の圧縮方式をMPEG2-VideoからHEVCへ変更することは、現状ではトラポン単位でしか実現できないという制限がございますので、当該BS放送事業者の意思だけでは方式変更できないということに留意する必要があるかと存じます。

【山本（龍）構成員】

私からの意見というのは非常に抽象的なものになってしまうのですが、放送対象地域の見直しに関してなのですが、前はキー局の2社だったかと思えますけれども御意見をいただき、それから本日はマルチスクリーン型放送研様からの貴重な御意見を伺ったところだと思います。

ただ、これはキー局とローカル局という違いはあっても、どちらも放送事業者サイドからの御意見の提供だったと思っております。放送というのは、これは国民の知る権利というものに応えるという重要な役割があるわけですが、地域の住民の方の目線ですとか地域の住民の方の声というのも、やはり今回の議論に反映していかないと、結局のところ、ある種、上から目線と申しますか、事業者目線の改革になってしまうのではないかなというふうに懸念を持っております。

その意味で、それがアンケート調査なのか、それともこういう場でのヒアリングということになるのか、またどういった方をお呼びすれば、視聴者と申しますか、国民目線の、地域住民目線の御意見を伺えるかというのは、私自身、具体的なアイデアがないのですが、いずれにしても、そういった地域の住民の方が実際にどう今のローカル局の状況を評価しているのか、あるいはどういう改革を望むのかということについて、何か御意見を伺うような機会が必要なのかなと思っております。

【森川構成員】

方向感賛成です。また先生方、いろいろと御意見いただいておりますけれども、それに関しても賛成というか、同じような感覚を持っております。

せっかくですので、追加で2点ほどお話しさせていただきます。

1点目は、今の山本先生のコメントに類似するものになります。ローカル局の認識については、地域密着という共通認識は存在していると。ただ、物すごく多様であると。ローカル局と

いっても多様であるから、例えば自社制作比率としても、一律にその数字が出てくるというのは、やっぱりちょっと慎重に考えなければいけないと。

その上で、ローカル局をめぐる在り方を考えていくためには、山本先生のお話にもありましたが、やっぱり顧客となる住民の実情というかニーズ、それにしっかり目を向けることが重要かなと思っています。住民、顧客に対して、いかなる機能を有しているのか。ローカル局の番組とか事業が、どのように顧客に消費されているのか。それを、やっぱり制度的に結びつけていくことができれば、と思っております。

視聴率分析ありますけれども、これはちょっと不十分というのは、もう皆様方御案内のとおりだと思っておりますので、このローカル局が経営判断していくときの前提となるような、そのような評価を可能とするような仕組みを考えていくことができれば、と思っております。

通信・放送産業動態調査が以前はあったと思いますが、こういったものを、例えばミクロに行っていくということもあり得るのではないかと思います。もちろんそのときには、先ほどもお話ししましたとおり、ローカル局というのは非常に多様であるということ踏まえて、非常に丁寧にやっていかなければいけないんですけれども、顧客を今まで以上に深く把握していく、そういった仕組みというのを考えていくことができれば、と思ったのが1点目です。

あと2つ目。これはやっぱりコンテンツ。ローカル局に限りませんけれども、やっぱりコンテンツというのが一番重要だというのは、これはもう皆様方からも御指摘いただいているところだというふうに思っていますが、そこでシンジケーション市場みたいなもの、あるいは取引市場みたいなもの。総務省でも以前、かなり昔に御議論があったようにかすかに記憶していますけれども、そういったものもやっぱり併せて考えていくというか、頭の体操は引き続き、していかなければいけないな、と思いました。

【林構成員】

私も資料の5-6の2ページにかかる部分ですけれども、マス排のところでございます。

基本的な見直しの方向性としては、ここに事務局にお書きになったことに私は賛成です。前回のキー局の要望でも、個々の系列の中で、複数地域における放送の共通化というのを経営の選択肢として検討可能な状況が望ましいという御議論があったわけですが、この資料の2ページの②のところですね。少なくとも異なる放送対象地域におけるマス排の緩和というのは、先ほど申しました放送事業者の経営の選択肢を増やす効果がありますので、かつ地域の受信者の視点で見ても、放送の多元性・多様性・地域性が損なわれるわけではないというふうにも考えられますので、緩和するということがよいのではないかと思います。

他方、地域を無制限に緩和するというのは、これまた放送事業の根幹に関わることで、そこは慎重に考えるべきところであるかと思えます。

そういう意味で、2ページの2つ目のチェックが入っているところですが、同一地域、重複する部分については、これ実際、緩和を求めるといふ放送事業者さんの声も、かなり限定的なようにも私感じましたので、ここは現状維持とすべきだといふふうに私も思います。

その上で、実際にどういうふうに緩和していくかということですが、ローカル局の経営の選択肢を増やすという観点からは、先ほどちょっと御説明あったかもしれませんが、ラジオ4局特例というのがありますけれども、これ隣接地域に限らず兼営・支配を認める特例ですが、こういった特例というのは、ラジオに限らず、参考になるんじゃないかなと思えます。

ということでそれを参考に、ただ、さっき申しました、際限なく認めるというのではなくて、あくまでラジオ4局特例のように一定の数の制限というのは必要かなと思えますけれども、そういった方向での緩和は必要かなと思えます。その意味で、ちょっとローカル局の経営の選択肢を増やす観点ということを私、強調している嫌いはあるわけですが、ただ、その資本規制を緩和したとしても、やっぱり一番根っこにある受信者の利益ですね。これを損なうということにはならないといふふうに思いますので。もちろん受信者の利益の観点からは、地域性ですね。A県の情報も、B県の情報も、C県の情報も、やっぱりそれなりに出すということは必要になってくると思えますけれども。要するに、複数地域における放送番組の同一化を避けると。その配慮は必要かなと思えますけれども、それは資本規制とはまた別個考えるところかなと思えます。

また、先ほど山本龍彦先生や森川先生もおっしゃった地域住民の声を大切にということなんですが、私もそこを受信者の利益ということで少し先ほど申し上げたところで、受信者の利益というのは、総務省の再放送ガイドラインでも、放送事業者は多様かつ多面的な地域情報等の流通の必要性を深く認識して、放送法の目的に基づいて放送の普及及び受信者の利益の確保を踏まえて協議を行わなきゃいけないと。ちょっと文脈違いますが、そういうふうにしてあるように、放送法上やっぱり受信者の利益って重要なメルクマールになっていますので、そこを起点に、今回、資本規制を緩和したとしても、受信者の利益を損なうものじゃないということを事務局のほうでしっかり検証していただきたいと思えます。

その上で、もう一点、私どうしても腑に落ちないのは系列の問題と地域性の問題でありまして、やはりその系列とその結果として、先ほどちょっと事務局が御説明いただきました自主制作番組比率というのは厳然として存在する中で、今回マス排を緩和したら、その緩和の程度に

よりもすけれども、マス排を緩和したら放送の地域性が一直線に損なわれるみたいな議論というのは、私は、やはり腑に落ちない、そういうことはないというふうに思っています。

【奥構成員】

何点かコメントしたいと思います。

まず最初に、冒頭に御紹介いただいたマルチスクリーン型放送研究会さんからのメモですが、非常に深いテーマをいただいていると思います。

先ほど伊東先生からもお話がありましたが、同一エリアでの横連携という選択肢もあるんじゃないかというところに話は通じるのですが、マルチスクリーン型放送研究会というのは系列の縦の系列とエリアの横の系列を超えた、縦横斜めで六十数局が連携している有志の会です。今回の場合は、特にフジテレビさん、テレ朝さんからは、ネットワーク系列の中での様々な規制緩和ということを要望されておりますけれども、視聴者目線でいうと、横での連携が非常に大事で、そういった可能性についてアイデアをいただきたいと思います。

例えばですが、災害時のヘリコプターや災害報道の取材など、系列の報道ネットワークを超えて、エリア内の横で連携をされている事例もたくさんあります。こうした事例も参考にしながら、エリア内の横連携で対応できることがあるのでは思うところがあります。

それから今後議論になりますブロードバンド代替も、議論が本格的に進む場合には、それぞれのエリアで、NHKさんと民放さんで、横で連携して話すということが当然出てくると思いますので、そういった可能性も含めて、エリア内での横連携に期待したいというのが一点になります。

それからもう一つは、放送対象地域の見直しの件です。これはインターネットがなかった時代に、広域局を別にして1県当たり1電波エリアを前提に、放送がその役割を担っていたものであります。インターネットサービスは、グローバルに国境も越えますが、逆にエリアを制限したり、対象者を制限してターゲティングをすることもできるという強みがあります。そのような環境下において、各地元の企業が、地上波放送を使ってエリア内でのマーケティングをする際の配慮というのも若干気になるところです。仮に放送対象エリアの見直しを今回の要望を前提でやるということになれば、それぞれの系列個社での考えに基づいて踏み込むということだろうと思いますので、見直しについて、それを希望しないところをどうするかという話については、やれるところはやる、やらないところはやらないというような自由度が必要ではないのかなと思います。

最終的に費用を圧縮するということをすごく前面に押し出された施策だと思いますが、逆

に放送局の収入がどうなるかというのは、ちょっと何とも予測できない部分もありますので、選択として制度をつくるということと、うまくいかない場合は、立ち戻ることもできるような、比較的柔軟な制度にしておく必要があるのではないかと感じました。

【瀧構成員】

資料5-6の11ページ、対象地域の見直しのところについて1つコメントがございます。放送内容を同一化していくというところにおいて、前段のコメントと重複しますけれども、やはり各放送地域における地域情報をいかに確保するのかという仕組みが必要なのではないかと問題意識を持っております。

恐らく既に、例えば認定放送持株会社の傘下においては努力義務上求められている自社制作番組の内容というのがありますけれども、こういった仕組みを参照しながら、その放送の同一化がされてはいくけれども、独自放送をちゃんと残す形をやっぱりつくっていく必要があるのではないかと考えている次第でございます。

前段にもマルチスクリーン型研究会様の内容にもございましたけど、地域情報をこうやって発信していくんだという、取り組みが見える化されていくことがとても重要だと思っております。一番理想的なのは、事業者様が計画を持っていて、それが見やすい場所に置いてある状況があるのかなと思っています。今どんな取組があるのかを、何でやっていないんだという観点ではなくて、どうやってこの比率を残していけるのかといった観点で評価するような仕組みといったものも考えられないのだろうかと考えている次第でございます。

【落合構成員】

ありがとうございます。私のほうからも何点かコメントさせていただければと思います。

1つ目は、新聞協会さんの資料を拝見する中で、NHKの改革がされるまではというような表現があります。確かにNHKの三位一体の改革、これをしっかりフォローアップしていくということは大事だとは思いますが、それと並行しながら、やはり、この検討会で議論しているようなNHKと民放の協力であったり、ネットへの移行と、こういったものをしっかり考えていくことは重要であろうと考えております。

第2点として、認定持株会社に関する資本規制等の緩和についてです。こちらについては、基本的に緩和していくことに賛成ではございますけれども、一方で、本日、御報告の中にもありました、認定持株会社での子会社化の事例、これが極めて少ないということがあると考えております。フジさんの仙台放送さんとの関係が唯一の例になるかと思いますが、こういった認

定持株の中で、本当に連携が実施しやすいような形になっているのかが明確でないと
思われます。ここが制度上の問題なのか、それとも各放送局間の関係性の問題でなかなか動き
にくいということなのかはまだ見えない部分もあると思います。このため、認定持株の制度自
体が、本当に連携が実施しやすいような仕組みとなるにはどうすればいいのかを考える必要
があります。実際に緩和をするにしても、それが使われないと意味がないことになると思いま
すので、そういった視点でも、今後さらに検討が必要と考えております。

続きまして、第3点として、認定放送持株会社制度によらない放送対象地域の異なる地域へ
拡大の点についてです。放送事業者にとっては経営の選択肢を増やす効果があると考えられ
る施策ですし、規制改革会議のほうでも、できる限り地方局の選択肢は増やせるようにしてい
くべきという議論もしておりましたので、そういった意味ではプラスになる分があるという
ことで賛成したい面があります。しかし、各構成員からおっしゃっていただいている多元性・
多様性・地域性への配慮は必要だと思しますので、放送対象地域を拡大することだけによっ
て必要な価値観が失われないような施策を行いつつ緩和をできるのではないかとします。そ
ういった形で、マス排の趣旨に立ち戻って、ローカルニュースの発信という話もありますし、
民主主義の基本となる情報を発信するということもあれば災害対策といったこともあり、か
つ、ローカルスポンサーへの対応といった各種の観点があり、いずれも重要な視点だと思いま
すので、そういったものを配慮しながら緩和していくことがよいのではないかと考えており
ます。

また、資本規制の緩和の具体的な方法についても、隣接地域に限らず、3分の1以上の出資
という兼営ですとか支配というのは認めていくべきと考えております。異なる放送対象地域
での資本規制の緩和をできるようにしていくことも重要ではあり、できる限り広めていくべ
きではあるとは考えますが、一方で、無制限に解除を行うべきかは、先ほど申し上げたよう
な観点もあり、本日、論点提起がされたばかりということもありますので、直ちに結論を出す
べきかどうかはあると思います。今後さらに考えを整理させていただいて、引き続き議論させ
ていただければと思っております。

第4点目に、ローカル局など地方からの情報発信についてですが、ローカル局にとっては自
主制作の話もありますが、編成における機能ということも重要だと思します。そういったロー
カル局の編成、考査に係る機能を強めていくことは重要だと思します。制作自体については制
作会社が担われていることも多いと思しますので、実際にローカルのよいコンテンツが出て
いくためには、ローカル局での編成であったり、制作会社における制作の推進も重要と考えま
す。この検討会で直接どこまでやるのかはあると思しますが、併せて総務省のほうでお考えい

ただくと、よりよいのではないかと考えております。

最後に、マスメディア集中排除原則に戻りますが、役員、代表権のような支配関係についても緩和が必要で、議決権だけではなくて、役員の関係についても議論が必要と考えます。役員自体について、例えば一定の地域の方を一定の割合入れていくといった形で特定の制限があるような方向性になりますと、連携が進みにくくなってしまうような場面もあろうかと思えます。そういった視点で、マス排での役員等の制限については検討するに当たっては、特定の制限がかからないように御考慮をいただければと考えております。

形式的な基準を設けるというよりは、実質的にマス排の趣旨自体を考慮して、地域の情報をしっかり多元性を持った形で出していけるように、そういう施策を別途打ちながら緩和をしていくべきだろうと考えております。

【長田構成員】

私からは放送対象地域の見直しのところで意見を申し上げたいと思います。実際、私が関東広域圏に住んでいて、そういう意味では県域放送ではないところで生活をしてはおりますけれども、ただ、今までずっと県域放送が守られてきている地域の方々のほうから言えば、やはりその影響はかなり大きいのではないかと思います。それは、広告の出稿者の皆さんにとっても大きい影響はあると思いますけれども、視聴者の皆さんにとっても大きな変化になると思いますので、先ほどから先生方、御意見いっぱい出ていますけれども、やはり視聴者の側からの意見もきちんと、ここはどう考えるのかというのはとても大切になると考えています。

それから、この経営基盤強化計画認定制度というのが取りあえずあるということで、それが実際に利用はされていないというような話も聞きましたので、そこは手続きが煩雑で使い勝手が必ずしもよくないというところは、解決のしようがあるのかどうかというところを含めて、いずれ総務省から教えていただければと思います。

【山本（隆）構成員】

まず2ページに書かれている見直しの方向性について述べたいと思います。

基本的な考え方につきまして、1ページの課題のところ整理をされておりますように、インターネットを含む情報空間を考えると、現在のマス排の規制が、多元性を損なうことにもなりかねない部分があり、マス排の規制が、放送番組の多様性、地域性の確保に必ずしもつながっていない部分があるのではないかとこの点は、私もそのように考えております。

それでは具体的にどのように規制を緩和するかという点に関しましては、なかなか数字を

示すことが難しいと思います。どの数字であれば、多様性あるいは地域性等の維持にとって有益であるかを明確に言うことがなかなか難しいので、一步一步進めていくということにならざるを得ないのではないかと思います。

その点で申しますと、2ページに書かれている①の認定放送持株会社に関して、現行が12都道府県であるところ、どこまで緩和するかは、明確な数字が、ある程度の根拠を持って示せばいいのですが、なかなかには、私には思い浮かばないところがあります。もしそれを示すことができないとすると、結局、全面的に緩和する、撤廃する方向になるのではないかと思います。

②の認定放送持株以外の場合で異なる放送対象地域という方に関しましては、例えば先ほど御意見がございましたけれども、ラジオ4局特例にテレビも合わせるという方法が1つあるかと思います。恐らく、現在の認定持株の12都道府県という数字が、現在の特定隣接地域特例、プラスラジオ4局特例で大体これぐらいの数字になるかと思いますので、ラジオ4局特例をテレビにも適用するのは一つの考え方かと思います。

同一放送対象地域においては、先ほども意見がございましたけれども、私は慎重に考えるべきではないかと思います。もう少し緩和をしてほしいという、何か具体的なニーズが出てくれば、ある程度の緩和も考える余地があるかと思いますが、それがないとすると、この点はやはり慎重に考えるべきではないかと思います。

それから、12ページにつきまして、放送対象地域の見直しについてですけれども、チェックの2番目のところで①、②という選択肢がありますけれども、ここに書かれておりますように、①の選択肢はかえって、いろいろな制約を増すところがあるかと思いますが、実施するのであれば、やはり②の選択肢のほうになるのではないかと考えます。放送対象地域は変更しないで、しかし放送番組の同一化が可能となる制度を設ける方向になると考えます。

その上で、先ほど来いろいろ意見が出ておりますけれども、重要なのは3番目のチェックの部分であろうかと思いますが、特に最後のところにも出ておりますけれども、取材をする拠点を維持する。それは、地域との接点を意味するかと思います、それが確保される形で、もろもろの規制の緩和を進める方向になるかと思いますが。

【飯塚構成員】

前半のところ、放送の補完の観点で三位一体ということが挙げられていたんですけども、それにとどまらず、やはりネットでの視聴環境というのが非常に劇的に変化をしてきているということも考える必要があると思います。特に海外ではテレビをネットで視聴するとい

うような視聴習慣になりつつありますので、そういった状況も鑑みながら議論をしていく必要があるのではないかなと思いました。

それから、マス排や放送地域の対象の緩和ですけれども、これは柔軟な経営選択肢を確保するという意味で必要であるという理解をしています。伊東先生がおっしゃっていたとおりに思います。インフラの観点から見ると、設備投資の経済合理性という観点から、特定地域においては、ひとまとまりの固まりとして設備を打っていくという観点は重要だと思います。他方で、ハードは広域化しても、そのの上に乗っかる放送の番組というものは独自性、視聴者の利益、それから編成権という話もありましたけれども、その上に流れる番組の内容について、どうやってその規制の枠組みを維持していくのか、ハードは広域化しつつも、その上で流れる番組はどうやって、その地域に根差した番組を流していくようにするのか、このような観点の下に規制を緩和するという理解になるとと思いますので、そういった観点で進めていくということに賛成いたします。

(7) 閉会

事務局より、第6回会合については令和4年3月8日(火)13~15時に、第7回会合については、同年3月14日(月)16~18時に、いずれもWEB開催で予定している旨連絡があった。

(以上)